

保育者のための日本国憲法

—保育内容「言葉」などに関連させて—

加藤 松次

Constitution of Japan for childcare-giver : In relation to the childcare content “language” and so on

KATO Shoji

キーワード：日本国憲法、憲法絵本、保育内容
「言葉」

実践方法

はじめに

昨年度まで小田原短期大学通信教育サポートセンター（湯島）で日本国憲法の科目を担当していた。授業をしていて、学生から感じたのは、日本国憲法に対する苦手意識である。正確に言えば、日本国憲法を含めた法律全般に、苦手意識を持っている学生が多いようであった。だから、日本国憲法を少しでも身近に感じてもらうと、日本国憲法の第25条を受けて、社会福祉法があり、社会福祉法を受けて、児童福祉法があり、児童福祉法を受けて、保育士の仕事があるように、日本国憲法の第26条を受けて、教育基本法があり、教育基本法を受けて、学校教育法があり、学校教育法を受けて、幼稚園教諭の仕事があると教えてきた。これに対して、なるほどと首肯く学生もいれば、それでもやはり日本国憲法は難解であると顔をしかめる学生もいた。学生の苦手意識を如何に学ぶ意欲へと変えていくか、教育原理や教育制度論だけでなく、保育内容「言葉」などの科目とも関連させながら授業を行ってきた。本稿は「保育者になるのに、どうして日本国憲法を学ばなければならないのか。」という学生の疑問に答えるために行ってきた授業の実践報告である。

まず、日本国憲法と関連が深い教育原理や教育制度論で、どのように日本国憲法が扱われてきたかを踏まえながら授業を行った。教育原理と日本国憲法について想起されるのは、年2回行われている保育士試験である。日本国憲法は教育原理の問題として出題されている。たとえば、

問1 次の条文の出典はどれか。正しいものを一つ選びなさい。

すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

- 1 日本国憲法
- 2 教育基本法
- 3 学校教育法
- 4 児童福祉法
- 5 子どもの貧困対策の推進に関する法律

正解 2

問1 次の文は、「日本国憲法」の一部である。誤ったものを一つ選びなさい。

- 1 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。
- 2 学問の自由は、これを保障する。
- 3 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- 4 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。
- 5 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育はこれを無償とする。

正解 4

という具合である。¹⁾ 教育原理で学習する内容は、教育の意義や目的、教育の発展に関わってきた人物と思想、外国や日本の教育史、教育実践の基本理論などである。小田原短期大学保育学科のシラバスに日本国憲法という言葉は見られない²⁾が、教育基本法と併せて、その要点を押さえておくと、これら教育原理で学習する内容が理解しやすくなる。教育基本法は、その前文に、

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

とあるように、日本国憲法の第26条が基本となっている。この前文に記されている教育の基本が、我が国の教育の根本となる理論である。だから、毎年行われている保育士試験に日本国憲法が出題されているのである。それも教育原理の問題として。このような説明をしながら、教育原理と日本国憲法を関連づけて授業を行った。

同じように、教育制度論と日本国憲法についても関連させながら授業を行った。東京成徳大学こども学部こども学科の教育制度論のシラバスには日本国憲法という言葉が見られる。³⁾ 教育制度論で学習する内容は、教育制度論とは何か、教育制度に関する法の意義と構造、日本国憲法と教育基本法、教育制度と教育行政、学校教育制度、学校経営と地域連携、多様な教育機会の確保、保育・教育制度改革などである。日本国憲法は教育制度の根幹に関わるので、早めに履修させている大学や短大が多い。それは学習として自然な流れである。これが後からだ、日本国憲法との関連性が今一つ感じられなくなるだろう。生徒の学習を促すには後付けよりも先付けの方が効果的である。たとえば、教育制度論の第1講として、日本国憲法の

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

②すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

に着目させ、制度としての教育とはどのようなものか、どのようにして生まれ、どのように変化してきたのかを学ばせたり、教育制度の目的である教育を受ける権利の保障について理解させたりしているのは授業展開として自然である。教育制度のキーワードは「公教育」「義務制」「無償制」「中立性」であるが、日本国憲法にもその規定の根拠が示されている。だから、公教育の概念である義務制、無償制、中立性については、多くの講

義向けテキストが日本国憲法を踏まえながら言及しているのである。また、教育原理の講義内容とも重なってくるのだが、教育制度の定義についても、同じように多くのテキストで公教育の思想、原理、理念といった規範的な性質や政治哲学が議論されている。⁴⁾

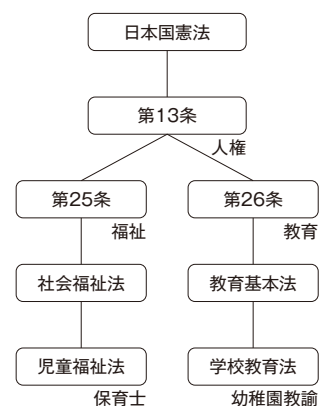
また、そのシラバスに日本国憲法という言葉は見られない⁵⁾が、保育内容総論のテキストとして使われている書籍の運営管理（園をマネジメントする、地域の子育てを支える）の章に、最高法規としての日本国憲法には、福祉や教育に関わる権利についての規定があることが著されている。⁶⁾ この運営管理で学習する内容は教育制度論の学校経営と地域連携で学習する内容と同じである。この書籍には、園をマネジメントするために必要な関係法令が、最高法規としての日本国憲法を頂点にして、憲法から法律が、法律から政令が、政令から省令が、省令から自治法令（条例・規則）が定められていると、ピラミッド状に図示されているので、それぞれの法令の効力関係がわかりやすい。その上、ピラミッドの上方から下方に向かって、その内容が抽象から具象になっていると大きな矢印で強調されている。学生にとって、日本国憲法が難解である理由の一つに、この抽象性があることも否めないが、厚生労働省や文部科学省から発出される文書には「通達」「通知」「告示」もあり、保育者の規範性として公示されている「保育所保育指針」も厚生労働大臣による「告示」であることを、このピラミッドから視覚的に理解させることができる。「保育所保育指針」が単なるお知らせではなく、規範性としての性格を持っていることがわからなければ、コンプライアンス（法令遵守）やアカウンタビリティ（説明責任）の重要性も学生には他人事になってしまう恐れがある。そうならないために関係法令の理解が、保護者や地域の方々と信頼関係を築く第一歩にもなることを、学生に気づいてもらいたいと考えながら授業を行ってきた。

さらに、苦手意識に拍車をかけているのは、日本国憲法が学生にとって古文であることだ。実際

に歴史的仮名遣い（旧仮名遣い）が使われている。それだけでなく生徒には馴染みのない法律用語が使われているのだから、その読みにくさは格別であろうと推察される。たとえば、「権限」「権原」「権能」のように、同じような意味の言葉であっても、その使われ方には微妙な差異がある。その違いを考えながら、それが用語感覚を磨くことにもなるのだが、できるだけ平易な言葉を使って、日本国憲法を現代語訳することが、授業の担当者にも求められているのではないだろうか。そして、学生自らが、どのように現代語訳すれば、わかりやすくなるか、考えたり、話し合ったり、発表したりできるような授業に発展させていきたい。法律学科の学生ならば、法律で法律を読むこともできるだろうが、保育学科の学生に、それを要求するわけにはいかない。日本国憲法の現代語訳については、すでに公刊されている書籍もある⁷⁾ので、それも参考にして、学生自身に現代語訳させたい。

実践結果と考察

「保育者になるのに、どうして日本国憲法を学ばなければならないのか。」という学生の疑問に答えるために、教育原理や教育制度論と関連させて授業を行ってきたが、学生にとって難解な日本国憲法をわかりやすく説明する過程で、板書についても自然と工夫するようになった。具体的には下掲のような板書を行った。このような板書を通して、学生が保育者と日本国憲法の関係を少しでもイメージしやすくなればと考えた。



このように縦書きにすれば、フローチャートのようであり、これを横書きにすると、マインドマップのようになる。学生のノートを見ると、こちらが縦書きにしたのを横書きに換えたり、こちらが横書きにしたのを縦書きに換えたりして、それぞれがイメージしやすい方を選んでいた。このような板書に近いものとして、東日本大震災によって給食センターが被災し、満足な給食が配給されなくなったが、教育行政との連携によって、約1年後に完全給食に戻った新聞記事を題材に、国や県、市町村の教育行政組織が、どのように連携しながら働いていたかを分析し、図示することによって、文部科学省や教育委員会といった教育行政組織がなければ、学校が機能しないことを理解するように促した事例も報告されている。⁸⁾ これなども参考にして、さらに学生の理解を深めるために板書も工夫したいと考えている。

それから、日本国憲法を現代語訳するバリエーションにもなるだろうが、『憲法って、何だろう?』という絵本を授業で活用してきた。これは、「憲法は何のために、誰のためにあるのか?」という基本的なところをわかりやすく説明した本が意外と少ない上に、小学校や中学校の授業でも、子どもたちに憲法を教えることはむずかしく、ともすれば暗記物になってしまっていることを危惧し、子どもから大人まで誰もが憲法に親しめるようにと、憲法の条文を詩的な文章に変え、絵本にしたものである。⁹⁾



具体的には上掲のような体裁であり、内容的にも一行一語に含蓄が込められ、一読しただけで、憲法の最も奥深いところにあるエッセンスを「感じ取る」ことができるものになっている。

この絵本について学生から、「憲法や法律には堅苦しいイメージを持っている人が多いと思うけれど、この絵本のような書かれ方、説明の仕方なら、子どもだけでなく、大人にも理解しやすいと思った。一つ一つの言葉（基本的人権や三権分立等）が丁寧に説明されているので、とても読みやすいと思った。自分は自分として生きていい、自分らしく生きていい、仲間と助け合いながら生きていい、自分の周りや世界にはいろいろな人がいるけれど、対立を戦争に変えてはいけぬ、リーダーだけが何かを決めるのではない等、さまざまなメッセージがそれぞれの言葉に込められているのを感じた。普段、憲法によって、人権や自由が守られていることを意識することはないけれど、この絵本を読んで、よく考えてみると、私たちは知らないうちに憲法に守られているのだなと思った。しかし、このような憲法があっても、一人一人の自由や平等、人権が本当に守られているのか、社会的弱者に対する支援が行き届いていないのではないか、全員が平等であると感じることができないのではないかと感じた。」「自分についても深く考えさせられた。みんなが自分の人生の主人公であるという言葉がすごくよいなと思った。また、リーダーも人間だから、必ずまちがうことがあるという言葉もその通りだと思った。リーダーだから、何でもできるのではなく、リーダーは他の人のために頑張っているから、その分失敗もあるのだと思う。私は私であって、他の誰でもないように、あなたもあなたであって、他の何者でもない。リーダーもまた一人の人間である。この絵本から、自分という存在を、同じように周りの存在を大切にしたいと思った。」「この絵本を見て、まずは自分自身を大切にしようと思った。他人に迷惑をかけないことが、自由に生きることなのだと感じた。それを皆が同じように考えてくれたら、差別やいじめは許されないことだとわかるはずな

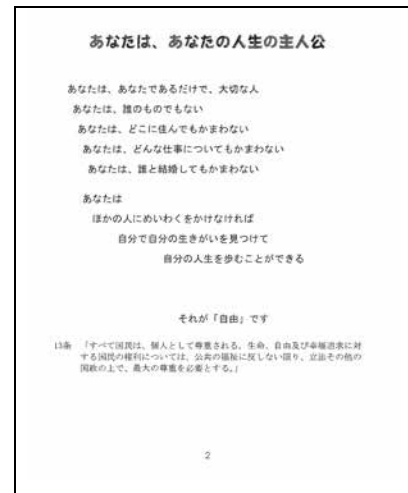
のにも思った。人権を守るために憲法があるのに、争いが絶えない現実はやはりつらい。もっと皆が憲法について理解してくれたら、もっと平和になると思う。この絵本を見て、何となく勇気づけられて、心があたたかくなった。『自由』という言葉の響きはやはり素敵だと思う。これからを生きる人々が、どうか平和で自由にのびのびと暮らせるような世の中になってほしい。」などの感想が出た。授業のテキストとして使われている書籍¹⁰⁾は、日本国憲法の入門書なのだが、それでも学生にとっては、この絵本の方がわかりやすかったようだ。詩的な文章ではあるけれど、抽象的な憲法の内容が、イラスト入りで具体化（視覚化）されているためであろう。中には、この絵本と小学生の時に出会いたかったという学生や自分も憲法絵本を作りたいという学生もいた。空気のように思われがちな存在だからこそ、いじめや児童虐待など、その人権を脅かす問題に晒されている子どもたちのために、日本国憲法について考えるきっかけにもなってほしいと思いながら授業を行ってきた。憲法絵本についても、すでに幼児向けのものが公刊されている¹¹⁾が、授業で使うのに必要な冊数を入手するのが困難なので、PDFをフリーにダウンロードできる『憲法って、何だろう?』を利用することにした。この絵本はその本文と日本国憲法の条文が対訳のようになっているので、この条文がこのような絵本の本文になっているのかと、学生が日本国憲法に対する理解を深める助けにもなってくれた。

結論

日本国憲法を理解するために、その条文を現代語訳しなければならないが、それは学生の学生による学生のための学びにならないといけない。そのために古語辞典だけでなく、教職課程の必修科目である日本国憲法を学ぶために、その入門として執筆された書籍¹²⁾に附録として収められている用語集なども利用させたい。学生にとって役に立ちそうなアイテムを提供して、そのスキルを

高めるためである。

そして、日本国憲法に対する学習のモチベーションをアップさせるために、『憲法って、何だろう?』をモデルにして、オリジナルの憲法絵本が作れたら、日本国憲法に対する学生の読解力や解釈力も向上するのではないだろうか。しかし、絵本の本文を、それでもできれば、幼児向けの本文を考えるのは、条文を現代語訳するよりもハードルを上げることになってしまうので、絵のない下掲のような頁に、絵を描かせるところから始めたいと考えている。そして、それを相互批評させて、学生がこれまで培ってきた創造力や表現力を磨かせたい。



絵本は代表的な児童文化財である。憲法絵本を授業で活用することによって、保育者になろうと勉学に励んでいる学生に日本国憲法を身近に感じてもらったり、絵本が学習内容に出てくる保育内容「言葉」などの科目とも関連させながら日本国憲法の授業を展開したりできるのではないかと考え、授業を行ってきた。

以上、「保育者になるのに、どうして日本国憲法を学ばなければならないのか。」という学生の疑問に答えるために、日本国憲法が学習内容にある教育原理や教育制度論と関連づけ、それぞれの科目の根本に日本国憲法があることを意識させることによって、学生の学習意欲を喚起しながら授業をやったり、日本国憲法を身近に感じ、興味や

関心を持ってもらえるように、憲法絵本を活用して、日本国憲法に対する学生の抵抗感を和らげながら授業を行ったりしてきた。¹³⁾

補足

保育者のための日本国憲法について、さらに理解を深めてもらうために、園児が園バスで登園中、災害に遭った場合、園はどのような法的責任を負わなければならないかというケーススタディをグループワークで行った際にも『しまうまのトラウマ』という絵本¹⁴⁾を利用した。グループごとに読み聞かせもやってもらい、保育内容「言葉」などと関連させながら授業を展開した。この絵本は2016年4月14・16日に発生した熊本地震で「家の中に入ることが怖い」「暗いところが怖い」などのトラウマ反応を起こした子どもたちのために、大きな災害の後、このような反応が現れることは、普通ではない状況での、ごく自然な反応であり、またどんな大きな恐怖体験も少しずつ終息していき、人は少しずつ回復していくのを、子どもたちや子どもたちを見守る大人たちにも知ってもらいたいというコンセプトで作成されたものである。「地震」という言葉に恐怖心を持っている子どもたちに配慮して、「地震」という言葉や表現は一切使われておらず、シマウマの子どもを主人公に、サバンナの恐怖体験から少しずつ回復していく様子が描かれている。この絵本もPDFをフリーにダウンロードすることができる。

引用文献

- 1) 全国保育士養成協議会 HP (2020年8月1日採録)
- 2) 小田原短期大学 HP (2020年8月1日採録)
- 3) 東京成徳大学 HP (2020年8月1日採録)
- 4) 「実践的観点を重視する教職科目『教育制度論』の構想」(川野哲也、『山口学芸大学研究紀要』第2号、pp.1-15、2011年)
- 5) 小田原短期大学 HP (2020年8月1日採録)
- 6) 『保育する力』(学校法人三幸学園こども未来会議編、吉田眞里監修、ミネルヴァ書房、pp.110-115、2018年)。今年度、シラバスに関連科目として社会的養護が加えられた。
- 7) 『現代語訳 日本国憲法』(伊藤真、筑摩書房、2014年)。それから、『「聴く」日本国憲法』(木山泰嗣 CD 監修、中央経済社、2014年)の口語訳も参考になる。
- 8) 「教育学の初学者のための『教育制度論』に関する事例研究」(中島夏子、『東北工業大学紀要』第36号、pp.39-42、2016年)
- 9) 日本弁護士連合会 HP (2020年8月1日採録)
- 10) 『伊藤真の憲法入門 第6版』(伊藤真、日本評論社、2017年)
- 11) 『けんぼうのえほん あなたこそたからもの』(いとうまこと・文、たるいしまこ・絵、大月書店、2015年)
- 12) 『教職課程のための憲法入門 [第2版]』(西原博史・斎藤一久編著、弘文堂、pp.218-242、2019年)。今年度、この書籍がテキストに採用された。
- 13) 授業はシラバスに則って行った。これらの試みは授業の到達目標を達成するために、その学習内容の補足として行った。今年度、シラバスに参考文献として『檻の中のライオン 憲法がわかる46のおはなし』(椋大樹、かもがわ出版、2016年)が加えられた。この書籍には『けんぼう絵本 おりとライオン』(椋大樹・文、今井ヨージ・絵、かもがわ出版、2018年)という絵本版がある。
- 14) 特定非営利活動法人さくらネット HP (2020年8月1日採録)

加藤松次 (埼玉東萌短期大学非常勤講師)